

【共通】工事成績採点の考査項目別運用表(総括・主任監督員)

別紙3-1【土木建築共通】

工事名:

1/2
総括・主任監督員

考査項目	細 別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	II. 工程管理	工程管理が非常に優れている	工程管理がやや優れている	他の事項に該当しない	工程管理がやや不備	工程管理が不備
		評価項目の場合は「1」を入力する。 隣接する他の工事等との工程調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。 地元又は関係機関との調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。 工程管理を適切に行ったことにより、休日や夜間工事の回避等を行った。 配置技術者(現場代理人等)の積極的な工程管理の取り組みが見られた。 気象条件や施工条件等により、特に工期に制約がある中、工期内での完成検査実施等、余裕を持って工事を完成させた。 工事施工箇所が広範囲に点在する場合において、工程管理を的確に行い、工期内での完成検査実施等、余裕を持って工事を完成させた。 その他 理由:			該当 該当する場合は「1」を入力する。 文書で改善指示を行った。 上記該当・・・d	該当 該当する場合は「1」を入力する。 請負者の責により工期内に工事を完成させなかった。 上記該当・・・e
	計	0 該当項目が4個以上・・・a 該当項目が3個・・・b 該当項目が2個以下・・・c				
	III. 安全対策	安全対策が非常に優れている	安全対策がやや優れている	他の事項に該当しない	安全対策がやや不備	安全対策が不備
		評価項目の場合は「1」を入力する。 建設労働災害及び公衆災害の防止に向けた取り組みが月1回半日以上あった。 ・建設労働災害:労働者の就業に係る建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等により、又は作業行動その他業務に起因して、労働者が負傷し、疾病にかかり、又は死亡すること ・公衆災害:公衆の生命、身体、財産に対する危害並びに迷惑をいう。危害には、第三者が死亡又は負傷した場合や第三者の所有する家屋、車両の破損等も含まれる。ガス、水道、電気等の施設や公共の道路に与える損傷も公衆災害に含まれる。 現場内において、安全衛生管理を行う体制を整備し、関係法令に基づいて取り組んでいた(安全協議会の編成含む)。 安全衛生管理の確保に関する先進的な活動や創意工夫を行っていた(ISO取得等)。 快適な現場環境の形成や安全職場実現に向けた取り組みが積極的に行われていた(快適トイレ設置、熱中症・感染症対策等)。 現場又は現場周辺の利用者、通行者等に対する安全対策を行った(仮設通路の段差解消、多言語対応看板設置等)。 その他 理由:			該当 該当する場合は「1」を入力する。 文書で改善指示を行った。 上記該当・・・d	該当 該当する場合は「1」を入力する。 安全対策の不備により重大な災害等を受けた。 上記該当・・・e
	計	0 該当項目が4個以上・・・a 該当項目が3個・・・b 該当項目が2個以下・・・c				
6. 社会性等	I. 地域への貢献等	地域貢献が非常に優れている	地域貢献がやや優れている	他の事項に該当しない		
		評価項目の場合は「1」を入力する。 周辺環境への配慮に積極的に取り組んでいた。 市内又は県内で生産・加工又は製造された建設資材を使用(採用)した。 下請業者又は建設資材の納入業者は、市内又は県内に主たる営業所を有する業者を積極的に選定した。 現場事務所や作業現場を周辺の環境に合わせる等、積極的に周辺との調和を図った。 広報誌の配布や現場見学会等を実施し、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。 ※工期中に実施した回数を記載 現場周辺の清掃活動等の実施により、地域に貢献した。 ※工期中に実施した回数を記載 地域又は行政機関等への積極的な支援協力を行った(災害時等を含む)。 ※工期中に実施した回数を記載 環境負荷の少ない材料や施工方法を自発的に採用する等、地球環境に配慮した取り組みを行った。 その他 理由:				
	計	0 該当項目が3個以上・・・a 該当項目が2個・・・b 該当項目が1個以下・・・c				

【共通】工事成績採点の審査項目別運用表(総括・主任監督員)

別紙3-2【土木建築共通】

2/2

工事名:

総括・主任監督員

考 査 項 目	法 令 遵 守 等 の 該 当 項 目 一 覧 表																														
7. 法令遵守等	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:5%;">該当</td> <td style="width:45%;">該当項目一つに「1」を入力する。</td> <td style="width:50%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>指名停止3月以上</td> <td align="right">-20点</td> </tr> <tr> <td></td> <td>指名停止2月以上3月未満</td> <td align="right">-15点</td> </tr> <tr> <td></td> <td>指名停止1月以上2月未満</td> <td align="right">-13点</td> </tr> <tr> <td></td> <td>指名停止2週間以上1月未満</td> <td align="right">-10点</td> </tr> <tr> <td></td> <td>文書注意</td> <td align="right">-8点</td> </tr> <tr> <td></td> <td>口頭注意</td> <td align="right">-5点</td> </tr> <tr> <td></td> <td>工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、ヒューマンエラー等軽微なため、口頭注意以上の処分がなかった場合。</td> <td align="right">-3点</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他 理由:</td> <td align="right">0点</td> </tr> <tr> <td></td> <td>該当項目なし</td> <td align="right">±0点</td> </tr> </table> <p>① 本評価項目で評価する事例は、「評価する工事の施工にあたり、工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった場合」に適用する。 ② 「評価する工事の施工にあたり」とは、請け負った工事の請負契約書の記載内容(工事名、工期、施工場所等)を履行することに限定する。 ③ 「工事関係者」とは、②を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、請負会社の現場従業員及び②を履行するために下請契約し、その履行をするために従事する者に限定する。 ④ 当該工事を請け負った後に、指名停止の事実が生じた場合にマイナス評価を行うこと。</p> <p>【上記で評価する場合の適応事例】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 入札前に提出した調査資料が虚偽であった事実が判明した。 2 承諾なしに権利義務等を第三者に譲渡又は承継を行った。 3 宿舍環境等の使用人等に関する労働条件に問題があり、送検等をされた。 4 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。 5 当該工事関係者が贈収賄等により逮捕又は控訴された。 6 建設業法に違反する事実が判明した。(例:一括下請け、技術者の専任違反等) 7 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等をされた。 8 使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等をされた。 9 監督又は検査の実施にあたり職務の執行を妨げ、又は不当な政治力等の圧力をかけて妨害した。 10 下請代金遅延防止法第4条に規定する下請代金の支払いを期日に行っていない。若しくは不当に下請代金の額を減じている。又はそれに類する行為がある。 11 過積載等の道路交通法違反により、逮捕又は送検等をされた。 12 受注企業の社員に「指定暴力団」又は「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等、暴力団関係者がいることが判明した。 13 下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。又は暴力団対策法第9条に記載されている砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。 14 安全管理の措置が不適切であったために、工事関係者若しくは公衆に死傷者を生じさせた、又は公衆に重大な損害を与えた。 15 施工体制台帳、施工体系図が不備で、監督職員から文書等による改善指示を行ったが、これに従わなかった。 16 その他 理由: 	該当	該当項目一つに「1」を入力する。			指名停止3月以上	-20点		指名停止2月以上3月未満	-15点		指名停止1月以上2月未満	-13点		指名停止2週間以上1月未満	-10点		文書注意	-8点		口頭注意	-5点		工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、ヒューマンエラー等軽微なため、口頭注意以上の処分がなかった場合。	-3点		その他 理由:	0点		該当項目なし	±0点
該当	該当項目一つに「1」を入力する。																														
	指名停止3月以上	-20点																													
	指名停止2月以上3月未満	-15点																													
	指名停止1月以上2月未満	-13点																													
	指名停止2週間以上1月未満	-10点																													
	文書注意	-8点																													
	口頭注意	-5点																													
	工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、ヒューマンエラー等軽微なため、口頭注意以上の処分がなかった場合。	-3点																													
	その他 理由:	0点																													
	該当項目なし	±0点																													
8. 働き方改革特別加点	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:5%;">該当</td> <td style="width:45%;">該当項目一つに「1」を入力する。</td> <td style="width:50%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td align="center">週休2日等の達成状況</td> <td align="center">点数</td> </tr> <tr> <td></td> <td>完全週休2日(土日祝)を達成</td> <td align="right">2点</td> </tr> <tr> <td></td> <td>完全週休2日(土日)を達成</td> <td align="right">1.5点</td> </tr> <tr> <td></td> <td>月単位の週休2日を達成</td> <td align="right">1点</td> </tr> <tr> <td></td> <td>上記3項目のいずれにも該当しない</td> <td align="right">加点なし</td> </tr> </table>	該当	該当項目一つに「1」を入力する。			週休2日等の達成状況	点数		完全週休2日(土日祝)を達成	2点		完全週休2日(土日)を達成	1.5点		月単位の週休2日を達成	1点		上記3項目のいずれにも該当しない	加点なし												
該当	該当項目一つに「1」を入力する。																														
	週休2日等の達成状況	点数																													
	完全週休2日(土日祝)を達成	2点																													
	完全週休2日(土日)を達成	1.5点																													
	月単位の週休2日を達成	1点																													
	上記3項目のいずれにも該当しない	加点なし																													